

○高花委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

それでは、会議を進めてまいります。

1、子育て、学校及び社会教育に関する事項についてを議題といたします。

初めに、(1)所管部局の業務概要の説明について、市政のあらましに基づき、理事者から説明願います。

○坂本いじめ防止対策推進部長 いじめ防止対策推進部所管の業務概要につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、組織体制であります。いじめ防止対策推進課のみの1部1課で構成し、職員数は、市長部局で5名、教育委員会との併任、4名を含めて、9名であり、このほか、専門職の会計年度任用職員として、スクールソーシャルワーカー4名、心理士2名、いじめ対策コーディネーター2名、今後配置を予定している弁護士と合わせて18名体制としております。

本年4月の部の設置と同時に、学校、教育委員会、いじめ防止対策推進部が一体となって、迅速かつ適切な指導対応の徹底を図るため、情報の共有と一元化、組織的な対応を強化しているところです。特に、週1回のいじめ対策会議及び緊急時の臨時対策会議の開催により、対処方針を協議、決定し、子どもや保護者への支援に加え、必要に応じて学校訪問を行うなど、いじめの早期発見と重大化の防止に取り組んでおります。組織体制の特徴は、市長部局と教育委員会が一体となって、いじめ防止対策を推進する点であり、追って説明する事業を含めて、旭川モデルの取組と位置づけております。この旭川モデルの取組につきましては、本年度、こども家庭庁の事業である学校外からのアプローチによる、いじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発実証事業において、首長部局による開発実証地域に本市が採択されており、こども家庭庁から、今後、専門的助言や、伴走支援を受けながら運用し、本年度の構築を目指してまいります。

それでは、令和5年度の事業について、配付している資料に沿って御説明をいたします。

お手元の市政のあらまし(行政編)の275ページを御覧ください。当部所管の事業は、いじめ防止対策事業の1事業であり、いじめから子どもたちの生命と尊厳を守り、子どもたちが安心して学び、生活することができるよう、いじめ防止対策の取組を推進するものです。令和5年度の予算額については、4千645万3千円となっております。

内容についてであります。1点目は、いじめ・不登校等に関する相談支援です。新たにスクールソーシャルワーカー4名と、心理士2名の配置により、いじめ、不登校等に関わる専門の相談窓口を設置し、子どもや保護者から直接、悩み事の相談を受け付け、学校や教育委員会、関係機関と連携しながら、早期解決に向けた支援を行ってまいります。

2点目は、子ども・保護者等が相談しやすい環境の整備です。6月には相談専用フリーダイヤルを開設し、7月には第1回目となる市立小中学校の全児童生徒を対象とした返信はがきつき相談チラシを配付しているほか、8月には市立の小学校5年生から中学校3年生までを対象とし、ウェブを活用した相談アプリを導入するなど、子どもや保護者が多様なツールにより、悩み事を相談しやすい環境を整えてまいります。

3点目は、学校・教育委員会との情報共有による迅速かつ適切な対応です。いじめの問題については、何よりも、初動の対応が重要になります。このため、いじめが疑われる段階から、学校、教育委員会と、いじめ防止対策推進部が情報を共有し、一体となって、未然防止と早期発見・解決に取り組んでまいります。

最後に、地域住民との連携によるいじめ防止の取組の推進についてです。6月のいじめ防止対策推進条例の施行に併せ、いじめの防止に対する市民理解の促進を図るため、7月末から8月にかけて、市内5か所で、旭川市のいじめ防止対策に係る市民説明会を開催するほか、地域住民を対象としたいじめ出前講座を開催するなど、地域社会全体で、いじめの防止に取り組む機運の醸成に努めてまいります。

以上でございます。

○浅田子育て支援部長 子育て支援部の所管業務について御説明申し上げます。

市政のあらまし（行政編）の目次の7ページ、2の児童福祉・子育て支援から、8ページの6、母子保健までが所管となっております。まず、部の組織でございますが、子育て支援課、子育て助成課、こども育成課及びおやこ応援課、並びに第1種施設の子ども総合相談センター及び愛育センターの4課、2施設で構成されており、職員数は7月1日現在、134人でございます。

子育て支援部は、子育て支援施策の総合的な推進を図るため、安心して子どもを産み育てられるまち、子どもが健やかに育つまちの実現に向けて各種事業を実施しており、事業の実施に当たりましては、平成24年4月に制定しました旭川市子ども条例と、令和2年3月に策定しました、第2期旭川市子ども・子育てプランの考え方であり、子どもの夢や希望を市民全体が支えるまちの実現を基本に進めております。喫緊の課題への対応としましては、今年度から、ヤングケアラーと呼ばれる子どもたちへの支援を行うこととしたほか、引き続き、子育てに関する保護者の不安や悩みに対して、必要な支援を行うための相談窓口や情報提供体制の充実、認可保育所などの待機児童ゼロの維持による仕事と子育ての両立支援、医療費助成や奨学金など、子育てに関する経済的支援等に取り組んでおります。

それでは、これらの取組につきまして、その主な事業をお手元の市政のあらまし（行政編）に基づき、御説明申し上げます。

まず、ヤングケアラーへの支援でございます。284ページを御覧ください。17、ヤングケアラー等対策事業でございますが、保護者の疾病等の課題を抱えており、家事や家族の世話などで、学業や生活習慣に影響がある子どもがいる世帯に対し、一時的に家事支援ヘルパーを派遣することで、いわゆるヤングケアラーを支援しようとするものでございます。

続いて、相談体制、情報提供体制の充実でございます。310ページを御覧ください。8、新生児聴覚検査事業でございますが、聴覚障害は、早期発見、早期療育を行うことで、音声言語発達への影響を最小限に抑えられることから、今年度から、新生児聴覚検査費用を助成することとしたものであります。

次に、9、出産・子育て応援推進事業でございます。核家族が進み、地域とのつながりも希薄になる中で、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、関係機関とも連携して必要な支援を行う伴走型支援を実施するとともに、出産応援ギフト及び子育て応援ギフトとして、それぞれ5万円を支給する経済的支援を一体的に行うものでございます。

次に、仕事と子育ての両立支援でございます。276ページを御覧ください。1、保育所等への入所状況でございますが、これまでに取り組んでまいりました認可保育所等の増改築や分園の整備、そして保育士確保の支援などにより、平成30年度以降6年間、年度当初における待機児童ゼロを継続しているところでございます。

続いて、292ページの(5)放課後児童クラブ設置状況(公設)を御覧ください。今年5月1日時点では、42校82か所、入会児童数が3千232人となっており、平成29年度からの待機児童ゼロを継続しているところでございます。今年度も引き続き、待機児童の解消や面積基準の対応のため、今年新たに1か所を開設いたしました。なお、令和2年度から、質の向上を目指し、運営業務を民間委託し実施しております。

最後に、子育てに関する経済的支援でございます。297ページを御覧ください。6、給付型奨学金制度でございますが、経済的格差から生ずる教育格差を解消し、教育機会の均等に寄与するため、令和2年度から高等学校等の1年生を養育する一定の所得等要件を満たす保護者を対象に、返還不要の給付型奨学金を支給しておりましたが、今年度からさらに、対象を翌年度に大学等へ入学する者へ拡大することといたしました。

次に、299ページ、9、子育て世帯の医療費助成でございます。子どもを対象とした医療費の助成は、これまでも行っていたところでありますが、今年の8月からは、中学校修了前の子どもに係る医療費を無償化するとともに、子ども医療費助成制度における保護者の所得制限を撤廃することとしております。

以上、極めて概括ではありますが、子育て支援部の所管業務の説明とさせていただきます。

○品田学校教育部長 学校教育部所管の業務概要について、市政のあらましの行政編で御説明をさせていただきます。

学校教育部は小学校、中学校の教育に関する事務を所管しており、事務局組織としては、教育政策課、学校施設課、学務課、教職員課、教育指導課及び学校保健課の6課体制であり、教育政策課に適正配置担当課長を、学務課に学校ICT担当課長を置き、さらに、部付として、いじめ防止対策に係る職員を4名配置しております。また、ほかに教育機関といたしまして、小学校は51校、中学校が26校ございます。事務局職員の現員数は本年4月1日現在で99人となっております。

平成31年3月策定の第2期旭川市学校教育基本計画に掲げた、ふるさと旭川から未来へ羽ばたく子どもの育成という基本理念の下、各種施策に取り組んでおり、市政のあらまし(行政編)の311ページの7、学校から325ページまでが、所管事務と所管業務となっております。なお、第2期旭川市学校教育基本計画につきましては、今年度、9年間の計画期間の半ばとなりますことから、見直しを予定しているところでございます。また、先般の第2回定例会におきまして、旭川市いじめ防止対策推進条例を制定させていただき、同日に施行したというところでございます。

主な事業といたしまして、まず、314ページの8、学校教育、1、いじめ問題対策推進事業であります。この事業は、いじめ防止等に関わり、学校、教育委員会及び関係機関等と構成する連絡協議会を開催するとともに、附属機関による旭川市いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止等の対策を行うものであります。令和5年度は新たにいじめ対策コーディネーターを2名配置し、市長部局に組織されたいじめ防止対策推進部と一体的に、いじめの未然防止、早期発見、重大化の防止等への支援を行っております。

次に、316ページの中、学校ICT環境整備事業であります。これは高速大容量かつ安全な情報通信ネットワーク接続を可能とする環境の整備、維持を行うとともに、タブレット端末を授業等に活用するなど、GIGAスクール構想を推進するものであります。今後、デジタル教科書の導入も予定されておりますことから、令和5年度は、昨年度に続きまして、端末持ち帰りの試行を行うこととしております。

次に、317ページ、11、特別支援教育の(4)特別支援教育推進事業であります。これは特別な教育的ニーズのある児童生徒について、その一人一人のニーズを把握し、適切な教育的支援を行う特別支援教育の推進を図るため、特別支援教育に精通した特別支援教育専門員及び特別支援教育補助指導員を配置し、支援体制の充実を図るというものでございます。

次に、320ページ、9、教育相談等の1、スクールカウンセラーの活用推進であります。これは不登校やいじめ等の問題に対応するため、心理学等に係る知識や経験のあるスクールカウンセラーを小中学校に派遣し、悩みを抱える児童生徒やその保護者へのカウンセリング、あるいは教職員に対し、生徒指導上の助言等を行うもので、令和5年度も、児童生徒の悩みの深刻化や、いじめ不登校等の未然防止など、問題の早期発見に努めるものであります。

次に、2、適応指導教室運営事業は、不登校、またはその傾向にある児童生徒の学校復帰や自立を図るため、通室児童生徒及び保護者への支援とともに、豊かな情操と社会性を育む指導を行うというものでございます。

次に、321ページ、10、教育環境で、次の322、323ページの5から7までの小中学校の増改築事業であります。ここは別紙で正誤表を入れているところでございます。これは児童生徒に安全で安心な教育環境を提供するため、耐震性が低く、老朽化が進んでいる改築予定校の増改築を行うものであります。

次に、323ページ、8、学校照明LED整備事業であります。これも正誤表を入れております。これは、学校施設の照明をLED化し、併せて耐震化を図ることで、児童生徒の学習環境の向上と安全安心を確保するというもので、ESCO事業という手法により事業を実施することとしております。令和5年度は事業の実施に向けた準備に係る予算を計上しております。

次に、323ページから325ページの9、小・中学校教育奨励事業であります。これは経済的に困窮している児童生徒の就学を支援するため、学用品費等を援助し、保護者の負担を軽減しようとするもので、学用品のほか、修学旅行等の学校行事や、学校給食費などへの援助を行っております。

次に、325ページ、小・中学校適正配置推進事業であります。これは児童生徒のよりよい教育環境を整備するため、教育の質を保証する適正な学校規模を確保するとともに、学校、家庭、地域の連携を踏まえた通学区域を設置するため、旭川市立小中学校の統廃合や、通学区域の見直しを進めるというものであります。昨年度は、保護者や地域の皆様の合意を得まして、旭川第1小学校を旭川小学校へ統合したところであります。

最後に、お手元の市政のあらましにはありませんが、今年度の新規事業であります学校給食支援費であります。これは、物価高騰の影響を受けている家計への経済的負担を軽減するため、今年度の給食費改定で値上げした額を全額支援するというものであります。

また、市政のあらまし(施設編)におきましては、121ページから128ページまでが、学校

教育部所管分となります。121ページでは広く市民等にも利用できる研修施設である富沢ふれあいの家、122ページには、12の小中学校の給食を調理している東旭川学校給食センター、123ページから127ページまでは、市立の小中学校の概要をまとめました一覧表、128ページには、教職員の研修施設である上川教育研修センターの概要を記載しております。

以上が、学校教育部が所管する主な事業等の概要についてでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤社会教育部長 社会教育部の所管業務等について御説明申し上げます。

社会教育部は社会教育の推進、文化の振興などに関する事項を所管しており、組織としては社会教育課、文化ホールを含む文化振興課、公民館事業課の3つの課と、中央図書館、科学館、博物館の第1種施設及びこれらに付随する第2種、第3種施設から成っております。職員数は4月1日現在で、96人でございます。

所管事項につきましては、市政のあらまし（行政編）の326ページから340ページに記載されております。全体の取組としましては旭川市社会教育基本計画に掲げております2つの基本理念、主体的に学び、その成果を地域づくりに生かす、及び地域を知り、学び合いながら、絆を深め、郷土愛を育むの下、各種事業を推進しております。

具体的な内容について、幾つか紹介させていただきます。最初に、326ページの11、社会教育の2、生涯学習の振興、（1）生涯学習フェアの開催についてであります。市民の生涯学習に対する意識、意欲の向上を図るため、ステージ発表や作品パネル展など、学習成果の発表機会や学習活動への参加機会などを提供するもので、生涯学習に取り組む団体等の主体的な企画、運営を通じ、地域社会を担う人材の育成や学習成果の地域社会への関係につなげていくことも目的としています。令和3年度からはウイズコロナにおける学びの手法として、会場とオンライン両方で開催するハイブリッド開催方式を取り入れて実施しており、今後も継続してまいります。

次に、328ページの6、地域学校協働活動推進事業ですが、令和3年度からの事業であり、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域と学校が相互にパートナーとして、学校を核とした地域づくりを行う地域学校協働活動の取組を進めるものであります。3つのモデル地域を対象に、既存のコミュニティ・スクールと連携しながら、地域と学校の組織的、継続的な連携、協働の体制を整えてまいります。

次に、その下の7、ジオパーク構想の推進についてです。本市及び周辺地域におけるジオパーク構想を推進するため、関係町及び関係団体との連携を図りながら、貴重な地域資源を題材としたイベントやツアーを展開し、教育観光、地域振興につなげることで、持続可能な地域づくりを目指してまいります。

次に、ページを飛びまして330ページ、10、地域を支えるシニア世代人材育成事業についてであります。高齢者の学びや活動の拠点としてフィール旭川7階のシニア大学を運営し、地域貢献活動につながる学習などのカリキュラムを充実し、地域づくりやまちづくりを担う人材の育成を図ってまいります。

次に、その下の11、図書館事業活動についてであります。旭川市子ども読書活動推進計画に基づき、ボランティア等の関係団体と連携した事業の実施により、子どもの読書習慣の形成を図るほか、小中学校の夏・冬休み期間中の月曜開館や、本年2月に開始しました電子書籍サービスの取組

を進めるなど、様々な世代の方の読書環境の充実に取り組んでまいります。

次に、その下の12、旭川市科学館企画展・特別展の開催についてであります。科学への興味や理解を深めてもらうため、企画展や特別展を実施しております。令和4年度は特別展として、「恐竜ワールド～探検して学ぶ恐竜時代」を開催し、2万人を超す多くの方々に来館していただきました。

次に、その下の13、旭川市博物館企画展の開催についてであります。常設展示のほか、市民の歴史や文化等へのさらなる関心や興味を高めるため、様々な企画展を実施しており、引き続き郷土文化の保存活用や郷土愛の育成を図ってまいります。

続きまして、12、文化振興についてでございます。332ページの(2) 中原悌二郎賞についてであります。国内の彫刻賞としては最も長い歴史を積み重ねている賞で、2年ごとに実施しております。本年度は第43回の中原悌二郎賞を行っておりますが、すぐれた作品の鑑賞機会の充実に図るなど、彫刻のまちとしての魅力の発信に努めてまいります。

次に、334ページ中段の(11) 旭川ミュージックウィーク開催負担金についてであります。令和4年度からの事業であります。本年度も6月3日の北海道音楽大行進を皮切りに、駅周辺や買物公園において、市民が様々なジャンルの音楽に触れることができる旭川ミュージックウィークを開催し、延べ約10万人の方に足を運んでいただくことができました。

次に、同じく334ページの3、アイヌ施策の推進についてであります。国の交付金を活用し、博物館におけるアイヌ文化の理解促進等に関する事業や、民間アイヌ文化施設の整備支援を行うほか、アイヌ政策推進交付金を活用したアイヌ団体の自主的な文化伝承活動に対する支援を行ってまいります。

次に、ページが飛びまして339ページの5、自主文化事業の開催についてであります。市民文化会館、大雪クリスタルホール音楽堂のそれぞれにおきまして、優れた音楽公演や舞台芸術を鑑賞する機会を提供するため、魅力ある自主文化事業を引き続き実施してまいります。

次に、340ページの8、文化施設等整備事業についてであります。市民文化会館において、にぎわいのある文化ホールを目指し、本年度は建て替えに向けた基本構想の策定に取り組んでまいります。

所管する施設につきましては、市政のあらまし(施設編)の129ページから163ページに記載されておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、社会教育部所管業務等の説明とさせていただきます。

○高花委員長 ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、業務概要の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(2)「旭川市の保育と市立保育所の在り方」の推進について、理事者から報告願います。

○浅田子育て支援部長 令和4年5月に策定し、同年6月に当時の民生常任委員会で報告しました旭川市の保育と市立保育所の在り方について、その推進状況を御報告申し上げます。

同方針は、本市の保育を取り巻く状況の変化に対応し、今後の本市の保育全体の在り方、行政としての保育現場への関わり方について検討し、策定したものでございます。策定後、保育センター

(仮称)に関する機能等の検討、民間移譲の可能性を探るサウンディング型市場調査の実施、また、本年4月の入所状況など、保育の需給状況の分析等を進め、このたび、方向性を整理、確認したところでございます。

整理しました内容につきましては、配付資料に基づき、こども育成課長から御説明申し上げます。

○宮川子育て支援部こども育成課長 配付をさせていただいている資料の表紙をおめくりください。

まず、保育センター(仮称)の取組及び組織等の概要でございます。保育センターにつきましては、方針において、保育行政の中心的な役割を担い、自ら保育に係るサービスの提供支援を実施するとともに、多様な保育ニーズに対応するために、全市的な展開を図るという役割を持ち、近文保育所、または神楽保育所のいずれかを保育センター内に含めることとしております。方針策定後、市保育所を含む職員でワーキンググループを設置し、施策体系や主な取組などの整理、検討を進め、また、子ども・子育て審議会委員の御意見も伺った上で、取組及び組織等について骨格を整理いたしました。まず、保育センターにつきましては、本市の保育水準の向上を図り、保育が必要な全ての子どもと保護者に対して、保育を提供できる環境の実現に資することを目的とし、施策の展開として、市内の就学前教育・保育施設、及びそれらの施設で働く保育従事者等に対する取組と、現在、保育を必要としている子どもや保護者に対して、速やかに提供していく取組を大きな方向性として整理しております。多様なニーズのうち、まずは、医療的ケア児及び特別支援保育に関する取組を優先し、保育センターは、市内の就学前教育・保育施設、及びそれらの施設で働く保育従事者等に対する取組を進める事業部門と、直接保育を提供する保育部門、認可保育所を持ちながら、そのノウハウを市内の各施設に対して、普及、拡大をさせていただきます。また、保育士の研修や、保育士確保に係る既存事業などについても、所管することを検討しております。今後、細目について協議、調整を進めていく予定でございます。

次に、1枚おめくりください。2、市立新旭川保育所閉所及び閉所時期でございます。市立新旭川保育所につきましては、方針において、地域の需給状況や入所児童の推移を踏まえながら、令和6年度末をもって閉所を検討することとしており、令和5年4月1日時点での需給状況等を踏まえて、方向性を確認いたしました。需給状況について、全市的に就学前児童数の減少により、申込み者数が、令和2年度をピークに減少傾向にあり、就学前保育に関する定員数と利用児童数の推移を見ると、その差が、毎年度拡大をしております。このような全市的な傾向は、新旭川保育所が所在している地域においても同様で、同保育所近隣の8施設における需給状況、及び新旭川保育所利用児童数の推移を見ると、令和7年度以降、新旭川保育所を閉所しても、近隣施設において、地域の保育ニーズに対応できる見込みでございます。これらのことから、方針で示した方向性について、変更を要する状況はないことから、令和6年度末をもって閉所することを想定し、保護者対応等を進めていくこととしております。

1枚おめくりください。次に、3、市立近文保育所及び市立神楽保育所の民間移譲に係る課題等のまとめでございます。市立近文保育所及び市立神楽保育所については、本市において、民間移譲も含め、保育を継続することとしており、本年2月から3月にかけて、各保育所の民間移譲の可能性を把握するため、サウンディング型市場調査を実施し、結果概要について4月の民生常任委員会で報告をしたところでございます。このたび、事業者から示された内容を検討し、両保育所における民間移譲の適性について整理をいたしました。サウンディング型市場調査においては、近文保育

所は6事業者が参加し、課題や懸念として15項目、神楽保育所は12事業者が参加し、同じく24項目が示されております。これらの内容を整理すると、近文保育所は近隣に保育園が少ないことから、事業見通しの面で肯定的な評価があるほか、課題及び懸念については、施設の老朽化について関心が高い状況でございます。一方、神楽保育所につきましては、立地環境や利便性の面で肯定的な評価があるほか、課題及び懸念については、土地及び建物の移譲条件、保守管理など、複合施設に起因する内容について関心が高い状況でございます。いずれの保育所においても、民間移譲が困難である決定的な要因はございませんが、近文保育所の主たる課題及び懸念である施設の老朽化については、建て替え等により対応が可能でございます。これに対して、神楽保育所の主たる課題や懸念につきましては、複合施設である以上、建て替え等がない限り、解決策が複雑かつ移譲後も、事業者への制約が一定程度残ることとなります。これらのことから、近文保育所のほうが、民間移譲の適性が高いという整理をしております。

1枚おめくりください。4、保育センター（仮称）設置場所及び民間移譲対象に関する比較検討でございます。保育センター（仮称）の取組及び組織等の概要と、市立近文保育所及び市立神楽保育所の民間移譲に係る課題等のまとめを踏まえ、保育センターの設置場所等、民間移譲対象に関する検討を行っております。保育センターにつきましては、取組及び組織等の概要で御説明したとおり、事業部門と保育部門を持ち、主な事務事業の内容から、必要な設備は、事業部門においては事務執務室と相談室、保育部門においては認可保育所として、設備及び運営等の基準を満たすこととでございます。さらに、立地場所の面から見ますと、保育センターは、全市的な拠点としての機能を持つことから、事業部門及び保育部門のいずれも、特に交通上の利便性に配慮することが望ましく、保育部門のノウハウを市内全域に広げるため、事業部門と一体的に配置することが必要でございます。これらの留意事項を念頭に、神楽保育所の場所に設置する場合、近文保育所の場所に設置する場合について、それぞれ施設整備の必要性、施設整備の方法及び問題点、市民の利便性、センターの機能発揮等について比較検討した結果、特に、センターの機能発揮、市民の利便性の点から、神楽保育所の場所に設置することが望ましいと考えております。開設時期等につきましては、令和7年度を予定しており、準備作業を進めてまいりたいと考えております。その際、事業部門の設置において増築等の施設整備を要する可能性があるため、まずは、既存施設等を活用して、事業部門を開始することも想定しております。

以上でございます。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○中村みなこ委員 市立保育所の在り方が大きく変わるということで幾つか質問させていただきま

す。最初に、近文保育所についてお伺いします。民間移譲の適性が高いという報告でした。ですが、そもそも数少ない公立保育所を減らして、民間移譲することが本当に適切なのでしょうか。

○宮川子育て支援部こども育成課長 近文保育所が所在する地域につきましては、今後も保育ニーズに対する受皿として、一定規模の利用定員を確保することが必要でございます。手法として市が直接、保育所を運営するのか、民間移譲に委託するのか、いずれに手法においても対応は可能であるとと考えております。

○中村みなこ委員 適切かどうかというお答えではなかったかと思うんですけども、公立、民間

どちらでも対応可能とのことですが、民間移譲の適性が高いと出されると、実際のところ、民間移譲に向かって進んでいくのではないかと思います。公立として残す努力より、民間移譲への努力、推進に力を入れていくことになるのでしょうか。仮にそうなったとき、民間移譲の実施時期など、教えていただければと。

○宮川子育て支援部 ども育成課長 近文保育所につきましては、民間移譲の適性が高いという整理を行った段階でございます。今後、公募要項の作成事業者による応募水準を満たす事業者の選定などの各段階がございます。これらの各段階を一つ一つ慎重に進めていくという状況であり、現時点では何ら決定しているものはございません。仮に、これらの過程が全て順調に進んだとしても、民間移譲の実施までには2年程度の期間を要するものと考えております。

○中村みなこ委員 まだ様々なハードルがあって、最短でも2年後に実施とのことでした。ですが、今現在、近文保育所を利用されている保護者の皆さんにとっては、そのまま通い続けることができるとしても、市立から民間へということで、何がどう変わるのだろうかと不安を抱いている方が多いかと思います。近文保育所の保護者に対する説明は、いつ、どのように進められるのでしょうか。

○宮川子育て支援部 ども育成課長 近文保育所につきましては、民間移譲の適性が高いという整理を行ったこと、今後民間移譲に係る検討を行うことについて、保護者にお知らせをすることが必要であると私どもも考えており、このタイミングで、近文保育所の保護者の皆様に対して、別途、説明会の開催を予定していることも含めて、案内文書を配付しているところでございます。

○中村みなこ委員 もう文書を配付したということでした。ぜひ、不安解消への取組も進めてくれればと思います。

次に、新旭川保育所についてです。新旭川保育所について、令和6年度末をもって閉所することを想定という保護者にとって大きな影響が生じる報告がありました。パブリックコメントの多くが不安を訴えるものだったともお聞きしています。保護者への説明及び対応について、お聞かせください。

○宮川子育て支援部 ども育成課長 新旭川保育所につきましては、在り方において地域の需給状況や入所児童の推移を踏まえながら、令和6年度末をもって閉所を検討する旨の方向性を示しており、今回、この方向性について変更を要する状況はないことを報告したところでございます。

このような状況について保護者の皆さんに説明し、その上で個別に意向を聴取し、対応してまいりたいと考えております。そのため、今回の議会への報告、このタイミングで新旭川保育所の保護者の皆さんに対しても、これらに係る文書を配付しております。

○中村みなこ委員 現在、新旭川保育所を利用している方の中には、永山方面の保育園に空きがなかったから、職場に近いから、上の子がお世話になって下の子もぜひという、様々な理由があるようです。閉所する場合、これらの利用者に利便性の低下などを強いることになりましたが、このことをどうお考えになっていますか。

○宮川子育て支援部 ども育成課長 新旭川保育所について、今年度の利用児童の年齢を見ますと、仮に令和6年度末に閉所となる場合、二十数名の児童について転園が必要となる見込みでございます。この方々については、個別に転園先や転園時期の意向を確認し、できるだけその意向を尊重しながら対応してまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 利用途中で保育所を変えなければならないということは、保護者にとっても子

どもたちにとっても大変なことだと思えます。経験のある方も多いと思えますが、通い始めの頃は、幼い我が子が毎日大泣きして、保護者も心を痛めながら預け、そんな日々を経て、保育士さんたちと信頼関係を築きながら、安心して通える、通わせられるようになってきたという歩み、どの方にもあると思えます。閉所に伴って、また同じような試練からスタートする親子もいることと思えます。今後、個別に相談対応するとのことですが、行政側の都合で大変な思いをさせてしまうということを忘れず、十分に意向を酌み取って対応していただきたいと思えます。

新旭川保育所では、病後児保育と特別支援保育も行っています。これらは、新旭川保育所の特色であり、ここに引かれて新旭川保育所を選んだという方もいらっしゃると思います。閉所する場合は、この病後児保育、特別支援保育の扱いはどうなるのか、お伺いします。

○宮川子育て支援部 子育て課長 新旭川保育所につきましては、現在、特別支援保育のほか病後児保育を実施しております。これらについては、他の認可保育所等において、実施施設数の維持、拡大などに向けて各事業者と協議、調整を進めてまいります。

○中村みなこ委員 ぜひ、維持、そして拡大のほうの実現をお願いいたします。それでも、閉所を検討する方向性が保護者に周知され、今後さらに広く知れ渡るとなると、新たに新旭川保育所に入所を希望する人は激減すると思えます。新旭川保育所の利用人数が少なくなっても、保育の質を落とすことなく、最後まで運営していくことは可能なのでしょうか。

○宮川子育て支援部 子育て課長 利用児童数の減少が生じることにより、集団保育が困難になる、クラス編制などに影響が生じる可能性はございます。ただ、認可保育所として必要な設備、あるいは人員体制につきましては、最後まで確保し続けてまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 公立保育所全般について、ちょっと質問させていただきます。公立の保育所の利用者からは、公立だから安心ですとか、公立だから手間と時間を要する活動でも取り組んでくれるなどの声を実際聞こえます。公立保育所だからこそできていることが強みであると考えているのですが、それらについてどのように認識していますか。

○宮川子育て支援部 子育て課長 市立保育所も民間の保育所も、同じ基準で保育の提供を行っております。優劣はなく、いずれも一定水準の設備や保育内容は確保されているものと考えております。そのような中で、市立保育所について評価をいただいていることはありがたいと思っております。市の保育士は保育所のほか、愛育センターやおやこ応援課などにも勤務をしてまいりました。これらの経験を有する保育士の存在が、保護者に対して安心感をもたらしているものと理解をしております。

○中村みなこ委員 経験のある保育士の存在の有無以外は私立、公立も民間も差がないという認識とのことですが、公立が信頼されている、評価されている事実は保育士以外にもあるのではないかと思います。例えば、収益と運営の面とか、労働条件の違いからくる現場への影響は、何かしらあるのではないかなと思っています。その辺のところもしっかり分析して、公立だからこそそのよさとか評価される点を押さえて、今後に生かしていくことを指摘させていただきます。

旭川市ではもともと公立保育所の数が少ないのに、公立保育所の数が10年ほど前に、5か所から3か所となりました。そして、今回、1か所になりかねない状況となってしまいました。ただでさえ少ないのに、どんどん減らしていく方向性で本当にいいのでしょうか。そもそも、公立保育所の役割をどのように考えているのでしょうか。

○宮川子育て支援部こども育成課長 市立保育所につきましてはこれまで、地域の保育ニーズの受皿として役割を担ってまいりました。ただ、待機児童の解消が図られ、今後も就学前児童数の減少が見込まれ、需給バランスが大きく変わる状況下において、その役割について見直し、市内全域で多様な保育ニーズに対応できるようにするために、行政資源をどのように活用するかという検討において、保育センターの設置や各保育所の方向性の整理を行ったものでございます。同時に市が直接、認可保育所を運営することについては、本市の保育水準を確保することや、実態に即した制度運用などの面から必要であると考えており、保育センターの保育部門として、認可保育所を持つこととしております。

○中村みなこ委員 公立の保育所が少なくなることで、保育のお手本となる保育園がなくなったり、保育への信頼を下げてしまうのではという心配が正直拭い去れません。ですから、そこを補うのが新しくできる保育センターなのかなとも思います。この保育センターについても報告がありました。公立保育所が3か所から1か所になる弊害は、本当はないのでしょうか。

○宮川子育て支援部こども育成課長 市立保育所が3か所から1か所になることによる弊害について、現在、認識しているものはございません。保育センターの取組により、各施設を下支えし、本市全体の保育環境の充実につなげてまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 保育センターが下支えしていく、公立保育所が減っても問題がないとのことですが、あくまでも今の段階での認識ですね。

今後、保育センターが、公立保育所に求められてきた役割、信頼を担っていける施設となること、旭川市全体の保育をよりよい方向へ牽引し、サポートしていく機関になるよう努めていただきたいと思います。さらに、今まで手が届かなかった部分にも支援が行き届くように進めていってください。

最後です。旭川市の保育と市立保育所の在り方において、本市が目指す保育としてのインクルーシブ保育の実践を挙げています。保育センターはどのように関わっていくのでしょうか。

○宮川子育て支援部こども育成課長 子どもの心身の状況にかかわらず、保育が必要な家庭が、できるだけ身近な場所で、必要なサービスを受けることができる環境づくりに向けて、保育センターは市内の各施設における受入れが促進されるよう、様々な形で支援するとともに、自らセーフティーネットの役割も有しております。このことは、人格形成の基礎が培われる乳幼児期に、様々な背景を持つ子どもが一緒に過ごすことにもつながり、この経験を通じて、それぞれの違いを認め合う意識が育まれることが期待できるものと考えております。各施設において、このような子どもの育ち環境が実現するよう、各施設に勤務している保育従事者に対する市保育士による働きかけ、関係部局や団体と連携した普及啓発活動、新規事業の検討など設置に向けて、効果が期待できる取組と手法について、引き続き検討してまいります。

○中村みなこ委員 本来なら、保育と教育が連携して進めていければと思いますが、学校でのインクルーシブ教育がなかなか進まない中、保育分野がインクルーシブに向かうことで、インクルーシブへの世間の理解が進むなど、インクルーシブ教育、社会の実現に向かう大きな一歩になることを期待したいと思います。ですが、やはり民間ではできないことがあるのではないかと思います。インクルーシブもそうだと思いますが、公立だからこそできる実践があり、先進的な支援を複数の公立保育所が行っていくことで、高い保育水準を保てるのではと考えます。公立という施設を守って

いくことが大事であることをあえて指摘させていただきます。

今後、公立保育所が減ることでの問題が生じないようにすること、公立の果たす役割を保育センターや神楽保育所がしっかりと担っていくこと、さらに転所を余儀なくされる親子の不安・負担軽減に努めていくこと、そして、旭川市の保育を安定的な子育て支援として、より充実させていってほしいということをお伝えいたしまして、質疑を終わります。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

○江川委員 すいません、続いてちょっとお伺いしたいと思います。

基本的な考え方として、私のほうでお示しておきたいと思うのが、私の考え方としては、保育所、要するに子育て支援をするような施設っていうのは、社会的インフラの一つだというふうに認識をしています。だから、例えば家から仕事に行くよ、そして、家から学校に行くよってそういったところの間のところに、こういった施設が点在して、きちんと確保されている必要があるということ、こういったことの考え方から幾つか聞いていきたいと思っています。

先ほど、インクルーシブ教育、インクルーシブ保育という、そういう発言がありました。まず、医療的ケア児ですとか、また、障害を持つお子さん、そういった方たちへの保育っていうことなんですけれども、保育センターがそういうところになっていく、事業部門と保育部門があるよっていうようなことになったときに、医療的ケア児を含めた保育の実施っていうようなことが挙げられています。これは言わば、実質的には特別支援保育っていうような形になるかと思うんですけれども、そういったところができますよっていうふうになったときに、もともと現在インクルーシブ保育を全体でしている中で、できましたってなったら、そこに比較的人が集まるのではないかという懸念があります。これ、分離教育につながるっていうような考え方があると思いますけれども、地域の保育への影響っていうのはどのように考えているのか、そういうふうにならないような対策っていうのはどういうふうにしていくのかっていうのを、併せて見解を伺いたいと思います。

○宮川子育て支援部こども育成課長 保育センターにつきましては、本市の保育水準の向上を図り、保育が必要な全ての子どもと保護者に対して保育を提供できる環境の実現に資することを目的としております。多様なニーズのうち、まずは、医療的ケア児及び特別支援保育に関する取組を優先し、利用者にとってできるだけ身近な施設で保育を受けることができる環境に向けて、民間事業者に対するサポートや直接保育を実施することとしております。このため、特定の保育所等において市内全域から、医療的ケア児や特別支援保育の対象児童が集中するというような状況は想定しておらず、地域の保育ニーズの受皿としての役割は、従前と同様に持ち続けるものと考えております。

○江川委員 ここで、今、答弁があったんですけれども、言わば、市内全域から医療的ケア児や特別支援保育の対象児童が集中するような状況は想定していない。そして、地域の保育ニーズの受皿としての役割は、従前と同様に持ち続けるっていうふうを考えているってことだと思うんですね。預ける側の立場で言いますと、やはりそういった保育センターに附属した、医療的ケア児を受け入れますよっていうようなことになってくると、自らの子どもが、例えば医療的ケア児であったならば、やっぱりそこに行きたいなっていうような、行かせたいなっていうような印象になりますし、いろんなところの保育所を見て歩くときには、まず第1希望になると思います。そして、そういった子たちと一緒に、うちの子を遊ばせたいわっていう保護者さんもないことはないと思うんですけれども、別に、そこに偏見であったり、何か一緒に遊ばせたくないというようなことがあるわけ

ではないけれども、保育園を選ぶときには、自分の子がいかにその時間帯を楽しくお友達と力いっぱい遊べるかっていうところを重点的に選ぶわけですね。そうなったときにはどんなお友達がいるのかっていうところを重点的に選ぶので、結果的に、これ分離教育につながっていく可能性がすごく懸念されると思っています。そこに対して、先ほど対策を含めてと言いましたが対策に関しては一切していない、想定してないわけですからね。これ、きちっと想定してやっていただきたいという点、まず1点指摘をさせていただきます。

それから先ほど、新旭川保育所、それから近文保育所に関しての言及がありました。ですので、私はちょっと神楽保育所に関して伺いたいと思います。この神楽保育所ですけども、今のところ保護者等への説明はないようですけれども、先ほど申し上げたように、入所者が多くなってくる、そして、医療的ケア児のお子さんですとか、ちょっと配慮を要するようなお子さんが入ってくるといことで、もし、自分の子が何かしてしまったらどうしようとか、そうならないように、当然保育事故が起きないようにするというのが前提ですけど、それでも何かあったらどうしようっていうその懸念から、そして力いっぱい遊べないのではないかという懸念から、恐らく転園を希望する保護者さん出てくると思うのですけれども、その場合はどのような利用調整時の加点ですとか、そういう配慮っていうのはあるのでしょうか。

○宮川子育て支援部 ども育成課長 神楽保育所につきましては、現行どおり保育を提供していくこととしており、現時点で特段の対応等は予定しておりませんが、保護者からの問合せがあった場合に対応できるよう、保育士向けの資料を配付しております。なお、転園につきましては、保護者の受け止めなどによって、そのような判断をされる場合もあるかと思いますが、閉所など保育所側の事情により転園が必要な状況ではないものと考えており、通常の事務処理によって対応したいと考えております。

○江川委員 この神楽保育所っていうのが、地域としては、緑が丘、緑が丘東、そして、神楽岡、神楽っていうこの4つの地域、結構広いですよ。国道沿いでいくと、確かに15分、20分ぐらいで行き来はできるんですけど、方向が全く違うんですね、通勤経路としては全く違うんです。そして、神楽保育所っていうのが一時預かりも含めて、かなり、まちなかから少し近い範囲にある、そして通勤経路としては、まちなかに向かっていく経路にあるっていうことで、そういったところで考えると、神楽岡、緑が丘、そして緑が丘東とかあの辺の地域と一緒にたに保育ニーズを考えてしまったら絶対いけないのに、そこは考えていないっていうところで、いやすばらしい子育て支援だなんていうふうに思っているわけですけど、これ、通常の事務処理によって対応したいということなんですが、そうなってくると、本当に困ってしまう保護者さん、そして、お子さんが出てくるのではないかなと思います。遊びっていうのは子どもにとっては本当に重要なことですし、これがまさに発達ですとか、発育の関係になってくるからこそ重視されるわけです。そのこの点の配慮をきちっとしていただきたいという点も、お伝えしておきたいと思います。そして、今いらっしゃる職員さんがどうなるのかなという点で、現在、市立保育所にいる職員配置に関して、詳細を含めて伺いたいと思います。

○宮川子育て支援部 ども育成課長 市立保育所における職員配置について、職種及び勤務形態ごとにお答えをいたします。新旭川保育所につきましては、正職員7名のほか、21名の会計年度任用職員が勤務しております。会計年度任用職員の職種別内訳は、保育士12名、看護師2名、栄養

士1名、調理員4名、用務員2名となっております。なお、これらのほかに、職員が休暇等により勤務できない場合に対応するための代替職員15名がおります。近文保育所につきましては、正職員8名のほか、20名の会計年度任用職員が勤務しており、会計年度任用職員の職種別内訳は、保育士13名、栄養士1名、調理員4名、用務員2名となっております。なお、これらのほかに、代替職員が13名おります。神楽保育所につきましては、正職員9名のほか、21名の会計年度任用職員が勤務しており、会計年度任用職員の職種別内訳は、保育士13名、事務1名、栄養士1名、調理員4名、用務員2名となっております。なお、これらのほかに代替職員が6名となっております。

○江川委員 今、かなりの人数が会計年度任用職員さんで、しかも、足りない、足りないと言われている保育士さんということですね。保育士さん、実はこれサウンディング調査があったかと思うんですけども、その段階の結果として書かれている言葉というのが、正職員は市の雇用を継続、そして、会計年度任用職員は本人の意向により受入れ可能というようなことが書かれていたかと思えます。つまり、この会計年度任用職員さん、保育園が例えば民間移譲しましたよっていうときに、子どもさんにとっては、保育士さんが全部がらっと変わったら大変ですよ。施設は変わらないけれども、先生方が変わっちゃったって。運営形態だけではなく先生変わったら、もう、ゼロ歳児は目も当てられないということで、大抵は、この会計年度任用職員さんが恐らく残るだろうっていう腹積もりなのかなっていうところがあるわけです。それって、いかがなものなのでしょうかね、ちゃんと考えているのですかねっていうところです。例えば、特に保育士さんたちに関して、受入れ待遇の条件っていうのは何か求めるのでしょうか。私は、保育園ではなくて、旭川市の会計年度任用職員としていきたいですっていうふうな、そういったこと、定員の枠にかかわらず、そして、旭川市の雇用を希望する場合は、どんな職業、職種への採用っていうのを考えているのかなっていうことで、希望した方は全て、その職種、そして会計年度職員の自動更新の3年の任期にかかわらず、3年目ですって言ったときに、もう1回受け直してくださいねっていうことではなくて、通常どおりの考え方で、保育センター等で受入れっていうことが可能なのか、そして希望する職種で、すぐ、必ず希望する職種での雇用継続っていうのが保障できるのかっていうことを伺いたいと思います。

○宮川子育て支援部こども育成課長 民間移譲につきましては、近文保育所において適性が高いという整理を行った段階でございます。今後、公募要項の作成作業の中で、会計年度任用職員の受入れあるいは処遇等を含めて検討してまいります。

○江川委員 民間移譲の場合はっていうところですよ。つまり、この後、新旭川の保育所も閉鎖していく。そして、神楽保育所に関しては、簡単に言うと、保育センターになっていくということでは、保育センターは嫌ですってなったときはどうなっていくのだろうとか、新旭川保育所の人たちが、やっぱり旭川市立の保育所にいきたいですってなったときに、どっちかに移るのか、あるいは、場所が全然違いますのでね、それで本当にいいのかっていうところも踏まえて、今後、きちっと考えていただきたいということを申し上げたいと思います。

最後、1問ちょっと伺いたいと思うのですが、冒頭、この委員会の初めに、事業説明のところ子育て支援部長が、安心して子どもが育てられるまちをつくるためにこの部はあるんだ、というふうに力強く言っていて、すばらしいなと思いました。そして、出てきた子育て支援策、今回のこの保育所の在り方っていうことなんですけど、地方都市において、やっぱり市立の保

育所を手放すっていう行為っていうのは、私は、これは、子育て支援と言えないと思っています。逆行することだと思っています。逆に、どんどん民間の保育園というのは子どもが少なくなっていくと採算が取れなくなってくるので、閉鎖していく可能性があるし、手放していくっていう可能性はあるわけですね。ありますよね、当然、そうなったときに最後のとりでとして市立保育所がある、公立の保育所があるんですよ。だから、逆に民間だったものを市立に戻している、そんな自治体がある中、旭川市は何と1つに減らす、しかも、1つは保育センターにしてしまう。保育センターは、一応認可ですよって言っているんですけど、でも実際は、特別支援保育の方たちの最後のとりでっておっしゃっているから、そういった形で集めていくんですよ。何かインクルーシブ、本当にこれインクルージョンなのかなって思っちゃう感じですね。そういうふうを考えていったときに、子どもがどんどんこの後、爆発的に増える要素ってないと思うんです。だって、もう産む人っていうか産む年代というのが、もう、もともとの人たちが少ないわけ、そういうふうを考えていった中、少子化で、どんどん先細りしていくよっていうのは当然分かるので、その人数の調整弁として市立保育所を使うんだっていうその考え方は理解できないことはないんですけども、ただ、それは本当に保護者支援としても、子育て支援としてもいいのかっていうところを考えていただきたいんです。

そういうふうを考えていったときに、例えば病後児保育、1日3名定員ですよとか、なかなか病後児保育は使いにくいので、病後児だったらそのまま自分の保育所に預けるわっていう方が多いと思います。夜間保育だとか、一時保育だとか様々な保育の課題ってあると思うんですね。これ、全て社会的な子どもの福祉に関係するところであるわけです。そういったところの保障っていうのに転換しないで、閉鎖を決めてしまうっていうところに、私は疑問を持っています。まず1点目。

それで、これまで、この3つの保育所、特に閉鎖を決めた新旭川保育所に預けなかった理由っていうのをどういうふうに分析したのかっていうところも、今までなかなか出てきていない。預けない理由があると思うんですよ。待機児童っていうのは、年度当初はゼロですよって言いますが、年度当初はついてるんですよ。だから年間を通していったら、途中で待機児童はゼロじゃなくなるんです。待機児童が出てくるんです。そういった中でも、預けてなかった理由があるはずなんですね。それを考えた上で本当に減らしていいのかっていうところ、本当に最後のとりでとしての市立保育所っていうのを考えてほしいと思います。

現段階で、この保育センターっていうものの具体的な方向性も全く見えていないとも言えますし、近文保育所も検討を進めていくっていうことですから、これ、民間移譲本当にできるのか、だって、結局、この中身を見ていくと、神楽保育所のほうにサウンディング調査に来た方たちのほうが多かったですね。神楽の半分でしたよね、近文保育所の方は。というようなことで、本当に民間移譲していけるんだろうかっていうところ、これ疑問だと思うんですね。もし、民間移譲できなかった場合って、そのまま多分継続になっていくことだと思うんですけど、そうやってきたらまた計画、本当にいいのかっていうところですよ。そして、その2つの見通しが全く立っていない中で、まず閉鎖をしますっていう、この考え方、本当にその考え方でいいんでしょうか。何かこの旭川市の今後の子育て支援の姿勢っていうのが、ここに表れているような気がしてしょうがないんですけど、その姿勢っていうのを伺いたいなというふうに思います。見解を伺います。

○宮川子育て支援部こども育成課長 現在、保育センターの骨格、新旭川保育所について令和6年

度末をもって閉所することを想定、近文保育所において民間移譲の適性が高いという整理を行った段階でございます。引き続き具体化に向けて検討を進めてまいります。これらの取組につきましては、昨年度策定した、旭川市の保育と市立保育所の在り方に基づいて進めているものであります。この方針につきましては、急速に進行する少子化の中で、保育需要を見極めながら、適正な保育の供給を維持していこうという考えとともに、多様な保育ニーズに対して、市内の各施設で、より質の高い保育サービスを広めていくことも、行政の役割であるという考えを持っております。

○江川委員 適正な保育供給体制を維持するというので、これつまり民間の、今いらっしゃる保育所の皆さんたちの定員が割れないように、しっかりと守っていきますよってという言葉にも、置き換えることもできるのかしらと思うんですね。それって、市立保育所の役割として、それは、うちは調整弁なんですって言うようなもので、どうなんだろうそれって、そこが質の高い保育サービスにつながるんでしょうかね。疑問です。質の高い保育サービスっていうのは一体何でしょうかっていうのも、正直、思うところです。保護者側からすると、24時間預かってくださいよっていうところが、もしかしたら質の高い保育サービスかもしれないじゃないですか。だって、午後7時まで仕事して、午後8時に迎えに行けるような体制のほうが、女性活躍できそうですもん、というふうに考えたときに、まず、この保育サービスの在り方っていうところを今後しっかりと生活のニーズにも含めて、そして、どういったところに家を建てて、どういうふうなところで働くのかっていうここまで全部含めた上で、保育園の在り方っていうのを本来考えていくべきなんじゃないかなっていうことを指摘させていただいて、私の質疑を終わらせていただきます。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

○横山委員 2人の委員の質疑をちょっと聞かせていただいて、1点だけちょっと伺いたい。現段階での考え方ということなので決定事項ではないということ踏まえてなんですけども、仮称の保育センターが、保育のセーフティーネット等を取組の柱の2つにしていますけれども、その中で特別支援保育の受入れ拡大を掲げているのですけれども、実は、いろんなところから、障害を持ったお子さんをうちでは受け入れられませんと、そういうお子さんはちょっとうちでは預かれませんかということでやっぱり断られるっていう話が結構、私の耳にも入っているんですね。もし、これ、保育センターが受入れを拡大するとなれば、多分、ほかの保育園はあちらがありますからって、やっぱり誘導していくことになるのではないかな。また、誘導しないまでも、市民に対してはそういうメッセージになっていくのではないかなと思うんですね。やっぱり市の保育に関する考え方が、私はインクルーシブから逆行していると思っている。どこの保育園でも、様々な障害があっても、また医療的ケアが必要でも受け入れてもらえるように、地域で育ててもらえるようにという体制をつくるのが、地域の保育だと思うのだけでも、そういうミスリードになるようなアナウンス効果が今回のこの考え方の中にはあるのではないかなということの一つ懸念しているのですけれども、そうでないのであればそうでないということ伺いたいと思います。

○宮川子育て支援部こども育成課長 保育センターにつきましては、資料あるいは説明の中で、保育の質の向上あるいは保育のセーフティーネットという表現を使わせていただいています。ただ、順番といたしましては、やはり同時並行的に進めなきゃいけないっていう要素はあるのですけど、我々が重きを最も置いているのは、できるだけ身近な場所で必要なサービスを受けられる環境、それには、市内の民間事業者の皆さんのところで積極的に今までよりも受け入れやすい環境づくり支

援、サポート体制、それを進めていくことが不可欠であると考えています。そういう意味では、保育センターの大きな役割としては、身近なところで受入れ体制をきちんとつくっていく、そのための取組、そこに重きを置いているところでございます。

○横山委員 今、お答えいただいたとおりだと思うので、どこの保育園でも、様々な子どもたち、多様な子どもたちを受け入れてもらえるんだということを、やっぱり市内全体でつくっていくってことをしっかりメッセージとして発していただきたいなと思います。

○高花委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、この件に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(3)旧旭川市立雨紛中学校施設の利活用に係る公募の実施結果について、理事者から報告願います。

○品田学校教育部長 旧旭川市立雨紛中学校施設の利活用に係る公募の実施結果につきまして、資料に基づき、御報告をいたします。本件につきましては、令和5年4月18日から6月9日までを期間として実施をいたしました、利活用希望者の募集について、1者の応募があったため、関係部長及び地域関係者で構成する、旧旭川市立雨紛中学校施設利活用候補者選定委員会を6月15日に開催し、事業提案の内容について審査した結果、得点が一定水準を超えましたことから、応募者である株式会社スリーアローズを利活用候補者として選定したものでございます。提案された事業の概要といたしましては、旧旭川市立雨紛中学校施設を活用して、冬季に屋外で練習ができない野球やサッカーなどの練習場所として活用するほか、高齢者や少年少女、障害がある方や地域の方の運動、リハビリの場とし、スポーツを通して健康寿命の延伸に資する事業を実施するものとなっております。

今後のスケジュールといたしましては、利活用候補者による地域説明会の開催後、売却に向けて、利活用候補者と協議の上、事務手続を進めてまいります。なお、事業の開始時期につきましては、売却後、体育館の改修工事から着手し、年明けから一部の事業開始を予定していると伺っているところでございます。

以上、旧旭川市立雨紛中学校の利活用に係る公募の実施結果につきましての報告とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、この件に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(4)所管施設等の視察についてであります。この後、委員会を休憩し、別紙、視察行程のとおり、所管施設等の視察を行います。

なお、議長に対する委員派遣承認要求の手続については、委員長に一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高花委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、2、その他の（1）子育て文教常任委員会行政視察の委員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付しております委員派遣承認要求書（案）のとおり、それぞれ記載の調査のため、議長に対し委員派遣の承認要求を行うことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高花委員長 そのように決定し、議長に委員派遣承認要求書を提出することといたします。

なお、やむを得ない事情など、都合により変更が生じた場合の取扱いについては、委員長に一任願うことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高花委員長 そのように扱わせていただきます。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時20分

（再開されず散会 午後4時48分）